

保育時間認定の保育料表【0歳児から2歳児クラス】

階層区分		保育必要量	保育料（月額）
第1階層 生活保護世帯		保育短時間	0
		保育標準時間	0
第2階層 市民税非課税世帯		保育短時間	0
		保育標準時間	0
第3階層 市民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等※	保育短時間	6,300
		保育標準時間	6,700
	ひとり親世帯等以外の世帯	保育短時間	14,600
		保育標準時間	15,600
第4階層の1 市民税所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等※	保育短時間	6,300
		保育標準時間	6,700
	ひとり親世帯等以外の世帯	保育短時間	24,000
		保育標準時間	25,500
第4階層の2 市民税所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等※	保育短時間	6,300
		保育標準時間	6,700
	ひとり親世帯等以外の世帯	保育短時間	24,000
		保育標準時間	25,500
第4階層の3 市民税所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満		保育短時間	24,000
		保育標準時間	25,500
第5階層 市民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満		保育短時間	35,600
		保育標準時間	37,800
第6階層 市民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満		保育短時間	48,800
		保育標準時間	51,900
第7階層 市民税所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		保育短時間	64,000
		保育標準時間	68,000
第8階層 市民税所得割課税額 397,000円以上		保育短時間	83,200
		保育標準時間	88,400

※ 「ひとり親世帯等」とは、母子・父子家庭の世帯、障がい者（児）のいる世帯、準用保護世帯をいいます。

保育料の減免等の特例

●第3階層から第4階層の2までに該当するひとり親世帯等の世帯

きょうだいの年齢にかかわらず第2子以降は無料になります。

●第3階層から第4階層の1までに該当するひとり親世帯等以外の世帯

きょうだいの年齢にかかわらず第2子は保育料表の半額、第3子以降は無料になります。ただし、同一世帯で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の範囲において、最も年長の子どもから順に2番目以降である場合は、無料になります。

●第4階層の2から第8階層までに該当する世帯（第4階層の2に該当する世帯にあつては、ひとり親世帯等以外の世帯に限る。）

同一世帯で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者の範囲において、最も年長の子どもから順に2番目以降である場合は、保育料表にかかわらず、無料になります。